

議案第74号

日野町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について

日野町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年12月6日提出

日野町長 埴 田 淳 一

税条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

地方税法第314条の7第1項第4号において、特定非営利活動法人の活動事業に係る寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として町条例で定めるものについて寄付金控除の対象とする規定があり、県条例により認定された特定非営利活動法人について寄附金控除対象に適用することとしている。

今回、申出のあった個人町民税の控除対象の指定要件に適合する特定非営利活動法人について、寄附金税額控除の対象に加えるもの。

2 改正内容

個人町民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金に、平成30年8月1日から平成35年7月31日までの間に特定非営利活動法人十人十色に対してなされた寄附金を加える。

3 附則

(施行月日)

この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

平成30年8月1日以降に支出する日野町税条例第34条の7第4項に規定する寄附金について適用する。

日野町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

日野町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例(平成28年日野町条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="286 435 1099 504">日野町地方活力向上地域における固定資産税の<u>課税免除及び不均一課税</u>に関する条例</p> <p data-bbox="232 564 318 595">(趣旨)</p> <p data-bbox="203 611 1099 802">第1条 この条例は、地域再生法(平成17年法律第24号。以下「法」という。)第5条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている法<u>第5条第4項第5号</u>に規定する地方活力向上地域内における固定資産税の<u>課税免除及び不均一課税</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="232 863 757 893">(固定資産税の<u>課税免除及び不均一課税</u>)</p> <p data-bbox="203 909 1099 1382">第2条 第1条に規定する平成27年10月8日から<u>平成32年3月31日</u>までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する<u>地方活力向上地域等特定業務施設整備計画</u>の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号)第2条第1号に規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(平成27年10月8日以降に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算</p>	<p data-bbox="1223 435 2036 504">日野町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例</p> <p data-bbox="1169 564 1254 595">(趣旨)</p> <p data-bbox="1140 611 2036 762">第1条 この条例は、地域再生法(平成17年法律第24号。以下「法」という。)第5条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている法<u>第5条第4項第4号</u>に規定する地方活力向上地域内における固定資産税の不均一課税に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="1169 863 1514 893">(固定資産税の不均一課税)</p> <p data-bbox="1140 909 2036 1382">第2条 第1条に規定する平成27年10月8日から<u>平成30年3月31日</u>までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する<u>地方活力向上地域特定業務施設整備計画</u>の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号)第2条第1号に規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(平成27年10月8日以降に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算し</p>

<p>して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建築の着手があった場合における当該土地に限る。以下「固定資産」という。)に対して課する固定資産税の税率は、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度以降3年度分限り、<u>法第17条の2第1項第1号に掲げる事業について、第1年度から第3年度まで課税免除とし、法第17条の2第1項第2号に掲げる事業は、日野町税条例(昭和45年日野町条例第24号)第62条の規定にかかわらず、100分の0.15とする。</u></p> <p>(課税免除又は不均一課税の申請)</p> <p>第3条 前条の規定により固定資産税の<u>課税免除又は不均一課税</u>の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に町長が必要と認める書類を添付して、初年度の初日の属する年の1月31日までに町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>課税免除又は不均一課税</u>の適用を受けようとする者の住所又は所在地、氏名又は名称</p> <p>(2) <u>課税免除又は不均一課税</u>の適用を受けようとする年度</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(課税免除又は不均一課税の措置)</p> <p>第4条 町長は、前条の申請書を受理したときは、審査の上、<u>課税免除又は不均一課税の処分</u>を決定し、その旨を固定資産税の<u>課税免除又は不均一課税</u>の適用を受けようとする者に通知しなければならない。</p>	<p>て1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建築の着手があった場合における当該土地に限る。以下「固定資産」という。)に対して課する固定資産税の税率は、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度以降3年度分限り、日野町税条例(昭和45年日野町条例第24号)第62条の規定にかかわらず、100分の0.15とする。</p> <p>(不均一課税の申請)</p> <p>第3条 前条の規定により固定資産税の不均一課税の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に町長が必要と認める書類を添付して、初年度の初日の属する年の1月31日までに町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 不均一課税の適用を受けようとする者の住所又は所在地、氏名又は名称</p> <p>(2) 不均一課税の適用を受けようとする年度</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(不均一課税の措置)</p> <p>第4条 町長は、前条の申請書を受理したときは、審査の上、不均一課税の処分を決定し、その旨を固定資産税に不均一課税の適用を受けようとする者に通知しなければならない。</p>
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。